

## 庭木・生垣の剪定、その他近隣環境問題についてのお願い

新緑の季節となり、街路樹が繁茂して公道の見通しが悪くなったり、またドクガなどの病害虫が発生したりすることが考えられます。公園やメインストリート、遊歩道などの公共の場でこのような事象を発見された方は大変お手数ですが、発見された各個人から裏面の連絡先へ街路樹等の剪定や病害虫の駆除を依頼していただきますようお願いいたします。

尚その際はお手数ですが、班長さんまたは自治会役員宛にもお知らせいただければ幸いです。

最近、庭木・生垣や雑草の繁茂に関する苦情が自治会にも多く寄せられています。

ご自宅の庭は適時適切に管理・手入れを行わないと、知らず知らずのうちに樹木の高枝や雑草がフェンスを越えてはみ出したりすると一部日陰を作ったり雑草の根が張ったりして、隣りのお宅に不安やご迷惑を掛けることになってしまいます。

み春野の皆さんがお互いに毎日を気持ちよく過ごしていくことの出来るように、わが家の庭は自らできちんと管理するという意識をもって適正な管理を心掛けましょう。

剪定枝等（木の枝・落葉・刈り草等）は、可燃ごみの日（毎週火曜日と金曜日）ではなく「資源ごみの日（毎月第1・3水曜日）」に出すようにお願いします！！

### 排出出来る物

- 木の枝 : 1本当たり太さ（直径）20cm、長さ100cm以内に切り、ひもで束ねる  
刈り草・葉 : 透明袋・旧指定袋に入れて排出する  
(刈り草の根についた土はよく払ってください)

### 排出出来ない物



※太さや長さがこれを超える場合は、千葉市廃棄物リサイクル事業協同組合（電話 043-204-5805）へご相談ください。

## 連絡及び問い合わせ先一覧

メインストリート、遊歩道の街路樹	財)千葉市緑の協会 TEL 043-247-2771
公園と調整池付近、および 流通センター地帯付近の緑道	花見川公園緑地事務所 TEL 043-286-8740
不法投棄ゴミ	通年回覧の「不法投棄ゴミ回収依頼書」をコピーのうえ、必要事項を記入して花見川・稲毛環境事務所宛 FAX で連絡してください。 FAX 043-257-6561
空地の雑草	住宅用地で空地となっている場所の雑草は土地の所有者が刈り取るのが原則ですので、連絡先が明記されている場合はそちらに刈り取りを依頼してください。連絡先が不明な場合は班長さんまたは役員宛てご連絡をお願いします。
家庭ごみに関する問い合わせ先	花見川区・稲毛区環境事業所 TEL 043-259-1145